

処 分 基 準

令和 4 年 3 月 15 日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第11条第 4 項
処 分 の 概 要	拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、同第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第11条第 4 項 火薬類取締法施行令第12条（猟銃用火薬等） 火薬類取締法第50条の 2 第 1 項（猟銃用火薬類等の特則）
処 分 基 準	当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 合 せ 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	